

特記事項

- 1 物件を買受けた方は、伐採及び搬出に関して労働安全衛生等に十分配慮し、「搬出の制限事項等について」や搬出期間等を厳守のうえ作業を行ってください。
なお、契約後は速やかに、作業計画届の提出をお願いします。
- 2 分収育林地及び分収造林地の物件がありますが、詳細については明細書を確認していただくとともに、代金の納入方法については「分収育林の代金納入について」及び「分収造林の代金納入について」を参照してください。
- 3 保安林に指定されている物件がありますが、当該制限にかかる許可については、買受者において手続きをお願いします。
- 4 各物件について
 - ① 1号物件（東谷山国有林89た1林小班）
 - ・ 当該物件は、分収育林で伐採方法は皆伐となります。
 - ・ 搬出については、苗場ふれあいの郷林道を利用することになります。
 - ・ また、苗場ふれあいの郷内の周囲の環境及び通行に配慮する必要があるため、丸太の積込み場所は、管理道路より少し入った森林内で行っていただくこととなります。
 - ② 2号物件（御所国有林413ね1林小班）
 - ・ 当該物件は、分収育林で伐採方法は皆伐となります。
 - ・ 搬出については、大谷林道等を利用することになります。
 - ③ 3号物件（河内山国有林84お林小班）
 - ・ 伐採方法は、複層伐となります。
 - ・ 搬出については、岩魚沢林道を利用することになります。
 - ・ 河川（河内川）を横断する必要があることから、下流への配慮をお願いします。
なお、当該河川は、普通河川に指定されていることから、作業道等を作設するにあたっては、町への届け出が必要となります。
詳しくは、湯沢町役場維持管理課（TEL：025-784-4852）へお問い合わせください。
 - ・ また、水源かん養保安林に指定されているので、伐採及び作業道作設をするにあたっては、県への許認可が必要となります。
詳しくは、南魚沼地域振興局林業振興課（TEL：025-772-8262）へお問い合わせください。
 - ④ 4号物件（日白山国有林97に1、97に3林小班）
 - ・ 伐採方法は、いずれも皆伐となります。
 - ・ 搬出については、分収造林契約（ニッセイの森）をしている箇所を經由し水無林道を利用することになります。

- ⑤ 5号物件（八海山国有林167い、167ろ林小班）
- ・ 当該物件は、分収造林で伐採方法は、いずれも間伐となります。
 - ・ 搬出については、一部民有地等を利用することになり、当該物件に隣接して、水道施設及び水路が付設されているので、搬出等にあたっては十分注意していただくとともに、万が一、破損等した場合には、買受者の負担により修復等していただくこととなります。
 - ・ また、民有地（広堀川から公売箇所の間）は、砂防指定地であるため、作業道を作設するにあたっては、事前に県への許認可が必要となります。
詳しくは、南魚沼地域振興局庶務課（Tel：025-772-3952）へお問い合わせください。
- ⑥ 6号物件（守門国有林402い、402へ林小班）
- ・ 伐採方法は、皆伐（402い）及び間伐（402へ）となります。
 - ・ 搬出については、網張林道を経由し県道（県道鞍掛八木向線）等を利用することになります。当該県道は、冬期間通行止めとなり、通行止めが解除されるのは、通常では、6月中・下旬頃となります。
県道通行の確認は、三条地域振興局維持管理課（Tel：0256-36-2309）へお問い合わせください。
 - ・ また、水源かん養保安林に指定されていますので、伐採及び作業道作設をするにあたっては、県への許認可が必要となります。
詳しくは、長岡地域振興局用地課（Tel：0258-38-2603）へお問い合わせください。
- ⑦ 7号物件（御所国有林413い、413ろ、413に林小班）
- ・ 伐採方法は、いずれも間伐となります。
 - ・ 搬出については、大谷林道を利用することになります。
 - ・ また、水源かん養保安林に指定されていますので、伐採及び作業道作設をするにあたっては、県への許認可が必要となります。
詳しくは、長岡地域振興局用地課（Tel：0258-38-2603）へお問い合わせください。
- ⑧ 8号物件（御所国有林422わ2、422か3林小班）
- ・ 伐採方法は、いずれも皆伐となります。
 - ・ 搬出については、国土交通省長岡国道事務所で工事を行っている区域を通行する必要があり、通行するにあたっては、当署を経由し国土交通省三条国道出張所（Tel：0256-31-1028）へ連絡を行うこととなります。
 - ・ また、水源かん養保安林に指定されていますので、伐採及び作業道作設をするにあたっては、県への許認可が必要となります。
詳しくは、長岡地域振興局用地課（Tel：0258-38-2603）へお問い合わせください。

搬出の制限事項等について

- 1 調査木については、全て伐倒、搬出してください。
- 2 末木枝条及び残材等を沢に入れないでください。
- 3 搬出路の水切り等を行うことにより、搬出に伴い発生する泥水等が直接沢や公道等に流れ込まないように注意してください。
- 4 石標、コンクリート標等の官民境界標識は、国有林と民有林との境界を示す大切なものですので、伐採及び搬出にあたっては、官民境界標識の毀損、亡失、抜去等のないように作業を進めるようお願いいたします。万が一、毀損等があった場合は、買受人の責任において境界標識の復元をしていただきます。
- 5 林産物の搬出に使用するトラックについて、運搬区間を走行できるか幅員等現地確認のうえ、入札してください。
- 6 公道利用及び私有地利用における申請については、買受人において所定の手続きを行うこととなります。
- 7 売払区域の内外を問わず、作業道等を作設しようとする場合は、別途、申請書を提出し、森林管理署長の承認を受けてから作設してください。
なお、森林によっては、保安林等の制限があることから、所定の手続きにより許可を得たうえで、森林管理署長の承認を受けることとなります。
- 8 間伐売払い区域内の搬出路の作設にあたっては、物件材積の5%を超えないよう搬出路を検討していただくとともに、搬出支障木の調査及び売払いは、原則1回とします。
- 9 搬出支障木の調査及び事務手続きには時間を要することから、予め余裕をもって管轄する森林事務所に申し出ることとし、必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振り込み証書の写しを森林管理署長に提出のうえ作業に着手することとなります。

分収育林の代金納入について

1号物件及び2号物件については、分収育林契約箇所となっています。
分収育林箇所の販売の場合、通常の立木販売の代金納入方法と異なりますので、以下の項目をご理解のうえ、入札に参加されるようお願い申し上げます。

- ① 国の持分に係わる代金については、国の発行する納入告知書により納入していただきます。
- ② 分収育林契約者の持分に係わる代金については、各分収育林契約者の金融機関口座に振り込んで頂きます。
- ③ 振込に係わる手数料は、立木を買い受けた者の負担となります。
- ④ 分収育林契約者の持分に係わる代金については、延納は認められないことになっております。

分収造林の代金納入について

5号物件については、分収造林契約箇所となっています。
分収造林箇所の販売の場合、通常の立木販売の代金納入方法と異なりますので、以下の項目をご理解のうえ、入札に参加されるようお願い申し上げます。

- ① 国の持分に係わる代金については、国の発行する納入告知書により納入していただきます。
- ② 分収造林契約者の持分に係わる代金については、分収造林契約者の金融機関口座に振り込んでいただきます。
- ③ 振込に係わる手数料は、立木を買い受けた者の負担となります。
- ④ 分収造林契約者の持分に係わる代金については、延納は認められないことになっております。

委 任 状

使用印鑑

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 平成 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

⑩

担当官
長

殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状

私は、都合により _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3
- 4 委任期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 5 受任者使用印鑑

使用印鑑

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

⑩

担当官
長

殿

第 番札

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

平成 年 月 日

分任契約担当官

中越森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人)

氏 名

印

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。